

みらい創生取組一覧

資料 1

着手事項	取組項目	目指す姿	30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度の取組(予定)	取組指標				
						指標	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(見込)	
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・人口増に資する施策を検討・実現させ、より一層充実させることで、市全体に活力が生まれる未来志向の改革を推進	・人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に沿い、各部の取組を進めた	・人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に沿い、各部の取組を進めた。 ・国・府の第2期総合戦略の動向を踏まえ、令和3年度を始期とする次期総合戦略を令和2年度中に策定するため、現行計画を1年間延長し、令和2年度までとした。	・人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に沿い、各部の取組を進める。 ・国・府の第2期総合戦略を踏まえ、次期総合戦略を策定する。	向戦略に掲げて進捗管理を行う具体的な施策・事業数	34件	34件	37件
							人口の社会増減数	-414人(H30) -316人(H26~30平均)	-131人(R01) -201人(H27~R01平均)	プラス(R02) プラス(H28~R02平均)
2	施設使用料の検証及び見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	・施設使用料を市民が適切に負担し、健全な施設運営が行われている状態を実現	・使用料の現状について情報収集を行うとともに、検討の手法などについて検討を行った。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに、検討を行う。	-	-	-	-
3	補助金の妥当性及び必要性の検証及び見直し	2-(5) 補助金の適正化	・補助金支出が適正に行われ、各種団体の事業が活気づいている状態を実現	・補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・引き続き現状把握と個別検証を行う。	-	-	-	-
4	市の交通施策の在り方検討	3-(2) 自動車運送事業の経営について	・バス事業における現状の課題を検証し、今後の経営形態の在り方について整理し、民営化に関して検討	・バス事業の持続的な確保に向けた検討委員会を開催し、方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	検討委員会の実施回数	1回	0回	未定
5	外郭団体の今後の方向性についての検討	3-(3) 外郭団体の経営について	・利用者サービス向上とともに経費を縮減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	・外郭団体の在り方検討委員会を設置し、各外郭団体が実施する事業について資料収集を行うとともに、今後の方向性の検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。 ・社会福祉協議会と社会福祉事業団については、各団体が実施する事業を整理するとともに、令和3年4月の事業統合に向けた方針を決定した。 ・文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団については、各団体が実施する事業を整理するとともに、令和4年4月の統廃合に向けた方針を決定した。	・外郭団体が実施する各事業や団体の在り方について引き続き検討を進める。 ・団体の統廃合に向けて調整を進める。	-	-	-	-
6	公共施設等の最適化の推進	1-(3) 公有財産活用・処分等の促進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、計画に沿って適切に維持管理・更新を行い、施設等の有効活用を推進する。	公共建築物に係る個別施設計画の策定に向け、関係課との協議・調整に取り組む。	公共建築物に係る個別施設計画の策定に向け、関係課との協議・調整に取り組む。特に建築物については、必要経費の試算と、優先度の考え方等について、支援業務により検討の深度化を図る。	令和元年度の検討結果のもと、公共建築物に係る個別施設計画を策定。	-	-	-	-
7	公有財産の貸付・売却等の推進	1-(3) 公有財産活用・処分等の促進	・土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などの情報を選滞なく総合的に集約し、資産の利活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	・情報集約の手順構築と、具体的な対象についての検討 ・保育所用地については、賃貸借額・売却額調査に着手 ・固定資産台帳の整備 ・特定公共物については、売却等の制度検討	・用途廃止後の利活用について、フローチャートを作成 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施 ・各園と賃貸借契約を締結	・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討。 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	普通財産の処分件数・処分額	処分件数:22件 処分額:80,376千円	処分件数:24件 処分額:34,212千円	未定
							大和による飲料用自動販売機設置数・貸付額	件数:7施設14台 貸付額:4,478千円	件数:7施設14台 貸付額:4,386千円	件数:22施設29台 貸付額:5,489千円
							未利用地の数・面積 無償で貸し付けている施設数	10件、4015.35㎡ 11か所	14件、6137.47㎡ 11か所	未定 0か所
8	効率的・効果的な予算編成手法の検討	2-(3) 行政の生産性の向上	既存事業の予算要求に際しては、全ての事業に対し、効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しを推進し、効率的で効果的な手法による行政運営を推進	・引き続き、改革方針を踏まえた平成31年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度以下の目標を設定し、その範囲内で効率的・効果的な予算要求を行った。	・引き続き、改革方針を踏まえた令和2年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度以下の目標を設定し、その範囲内で効率的・効果的な予算要求を行う。	・引き続き、改革方針を踏まえた令和3年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定し、その範囲内で効率的・効果的な予算要求を行う。	経常収支比率	99.6% (予算ベース)	101.8% (予算ベース)	101.0% (予算ベース)
9	業務効率化に向けた可能性調査	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	働き方改革の一環として、ロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)による先進的な技術を用いて、労働生産性の向上や、業務の更なる効率化に向けて取り組む。また、人工知能(AI)についても取組を通じて研究を進める。	障がい福祉課及び機動政策室において試験的にRPAソフトを導入し、労働生産性の向上や、業務の更なる効率化に向けた可能性の調査を行う。	業務効率化の推進と併せて、RPA導入部署の拡大を図るとともに、RPAの全庁展開に向けた研修の実施とガイドラインの作成を行う。	RPA導入部署の拡大を図り、業務効率化を推進する。	RPAシナリオ本数(累積)	2本	10本	14本
10	情報システムの最適化・再構築に関する取組	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上	・庁内情報システムを全体最適化するとともにITガバナンスを強化することで、IT関連の長期的な経常経費を削減 ・庁内情報システムを仮想化基盤(仮想サーバー)に統合する事により、業務継続性を向上させ、併せて執務スペースを有効活用させる。	・「クラウドを利用したサーバ統合」の業者選定 ・「クラウドを利用したサーバ統合」の基盤構築 ・保健所システム、生活保護システム、高齢者福祉システムの3つのサーバをクラウドに移行 ・平成31年度以降の移行準備 ・全庁的なITガバナンス強化	・家屋評価システム、福祉医療助成システム、後期高齢者医療システム、児童手当・児童扶養手当システム、障がい福祉システム、健康管理システム、児童家庭相談システム、指定事業者管理台帳システム、学務情報システムの9システムのサーバをクラウドに移行 ・令和2年度以降の移行準備 ・共通基盤の検討開始 ・全庁的なITガバナンス強化	・子ども・子育て支援新制度システム、個人住民税賦課システム、統合宛名システム、戸籍システム、母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム、生活保護版レセプト管理システム、市営住宅管理システム、健康管理システム(母子・予防接種)の8システムのサーバをクラウドに移行 ・令和3年度以降のクラウド移行準備 ・共通基盤の仕様策定 ・ホストコンピュータ上で稼働しているシステムの再構築 ・コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化を行う。	クラウドを利用してサーバを統合したシステムの数(累積)	3システム	12システム	20システム
11	民間活用による本庁舎設備の更新	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	市庁舎については、本館は築47年、総合センターで築24年を経過しており、ともに空調等の設備更新時期が到来している。こうした中、設備更新に当たっては建物寿命に合致させた計画的な更新スケジュールとして実施するとともに、光熱水費を削減し長期的な機能維持を行う仕組みを構築する。	ESCO事業の導入に向けた、可能性調査(FS)、省エネルギー診断の実施	総合センターESCO事業公募型プロポーザル実施 最優秀提案者決定	総合センターESCO事業の契約締結及び空調設備や照明設備などの設計・施工	-	-	-	-
12	働き方改革による業務の効率化の推進	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減と、人員体制を効率化	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図る。	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図る。	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図る。	時間外勤務の総時間数	H29...約312,200時間 H30...約364,200時間 災害対応等により差引約52,000時間(約16%)の増加	H30...約364,200時間 R01...約315,800時間 H30年度は災害対応等により時間外勤務が増加したため、令和元年度は約48,400時間(約13%)の減少	引き続き同程度の残業時間数を目標に業務の効率化を図る
13	人事給与制度の見直し	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	・専門職については、職種に応じた給料処置ができるように独自の給料表を導入 ・現状に即した職制に見直しを図るため、行政職給料表を職務職階に応じた給料表に改める ・これらの見直しを行うことにより、職員の自発的な能力発揮を促し、モチベーションを維持・向上	新たな制度の検討を進め、組合交渉などを経て、条例改正案の市議会提出に向けて取り組む。	新たな制度の検討を進め、組合交渉などを経て、条例改正案の市議会提出に向けて取り組む。	新たな制度の検討を進め、組合交渉などを経て、条例改正案の市議会提出に向けて取り組む。	職員数(フルタイム)	2,520名	2,487名	2,471名

着し事項	取組項目	目指す姿	30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度の取組(予定)	取組指標				
						指標	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(見込)	
14	随意契約の現状把握と検証及び競争入札の拡大	2-(2) 契約の適正化	随意契約はあくまでも例外的に許容されるものであることを踏まえ、地方自治法の定める要件を満たしているのか、あるいは、競争入札に移すべきかを改めて検証し、適正な公共調達を行う。	取組が可能なものから順次実施するとともに、全庁に取組事業が浸透するよう研修・相談・照会等を通して周知を継続する。	平成30年度は災害による事業の変更や復旧業務の実施等により、新たな取組の実施が容易でなかったが、今年度は改めて全庁に取組事業が浸透するよう研修・相談・照会等を通して周知を継続する。 ・応急復旧業務等の随意契約について適正かつ円滑に実施できるよう基準の再整備を行う。	今年度は新型コロナウイルス拡大の影響による事業の変更や中止の発生により、新たな取組の実施が困難なところではあるが、適正な事業の実施に向けて、全庁に取組事業が浸透するよう研修・相談・照会等を通して周知を継続する。 ・競争入札については、毎年度対象案件の拡大を図っており、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会を開催して周知を図る。	一般競争入札の導入件数	19件	35件	未定
15	納税通知書関連業務の外部委託化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	封入封緘業務の全税目の委託化を実現し人件費の更なる抑制を図るとともに、委託内容の検証とフィードバックにより、更なる効率化やミスリスクに対応 ・印刷業務を含めた外部委託化について、全庁的な視野で検討	固定資産税(土地家屋、償却資産)の通知書についても、封入封緘業務の委託を実施。適切な契約事務。印刷業務の外部委託化について研究を進める。	①個人市民税(普通徴収分・年金特別徴収分)、②固定資産税(土地家屋)、③固定資産税(償却資産)、④軽自動車税、⑤収納課(督促等)計5業務の封入封緘業務の外部委託化を実施。償却資産申告用紙の印字について外部委託化を実施。 汎用機で稼働中の税務システムを今後、情報戦略室の次期情報化計画に則り次期システムへ再構築していく際には大規模な印刷業務外部委託化を含め検討予定。	左記に同じ。個人市民税の給与特別徴収分についても、令和3年度から、圧着(メールシーラ)業務委託予定。	封入封緘業務を外部委託した件数(税目等の種類数)	5業務	5業務	5業務
16	課税対象の的確な把握による税収の確保	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	「対象事業を営むもの、対象資産を有するもの申告は義務であり、正当な理由なく申告しないのは義務違反である。よって、税務吏員が行うことは申告折衝ではなく、義務違反に対する申告指導である。」というスタンスに立ち、未申告者縮減の取組を計画的に行い、新規課税額を増加	取組内容の推進と強化を図り、個人市民税(特徴一斉指定一法人市民税捕捉)、固定資産税(家屋調査一償却資産や事業所税捕捉)など、他税目との情報共有などの連携を深めるとともに、高規商工会議所に適正課税推進の協力を依頼。	取組内容の推進と強化 ・税務署調査等により、未申告者を捕捉し新規課税に結び付けるほか、既存申告者についても申告内容の精査を行い必要に応じて増額更正を行う ・法人市民税義務者への申告用紙送付時に事業所税チラシを全件同封し申告漏れを防止 ・入湯税の申告内容の調査と適課税を実施	新型コロナウイルス感染症による経済情勢悪化が予測されるが、適正課税の観点より引き続き税務調査等の収集及び精査に努める。	法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税等の未申告者調査による新規課税金額	約50,500千円	約96,030千円	新型コロナウイルス感染症による経済情勢悪化が今後引き続き予想されることから見込額は「不測」とする。
17	債権管理体制の強化	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	債権管理業務について、各課における事務レベルの底上げを図りつつ、管理・執行体制の見直しを図ること、債権管理を一層推進し不納欠損額を縮減	①新たな取組方針のもと、債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ②一部の業務について、資産管理課にて集約実施 ③組織の在り方について、引き続き部内で検討	①債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ②一部の業務について、収納課にて集約実施 ③民法改正への対応 ④組織の在り方について、引き続き部内で検討	①債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ②一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ③債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ④外部講師による研修の実施	税外債権の不納欠損額・滞納額	不納欠損額:269,114千円 滞納額:2,500,856千円	不納欠損額:222,970千円 滞納額:2,294,420千円	未定
18	滞納処分と公売の促進	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	不動産公売を実施することで市税債権の確保を図るとともに、その抑制効果により納付意識を高め、新たな滞納発生を防止	不動産公売及び自動車差押えを実施	不動産公売を実施	不動産及び動産の差押え等を行い、他に換価可能な財産がなければ公売の実施を検討する。	-	-	-	-
19	環境に配慮した公共施設における電力調達	2-(2) 契約の適正化	環境に配慮した電力調達方針を作成し、同方針にのっとり、価格面だけでなく、環境負荷についても配慮して契約を行う。	・高圧受電設備導入施設の平成30年10月からの電力調達の入札実施 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究	・高圧受電設備導入施設は、引き続き入札実施 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究	・高圧受電設備導入施設は、引き続き入札実施 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究	環境に配慮した電力調達の施設数	93施設 (小中学校等89施設で約1.7億円節減見込み)	93施設 (小中学校等89施設で約1.4億円節減見込み)	99施設
20	創エネ、省エネ機器の補助メニューの見直し	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(5) 補助金の適正化	市内の創エネ・省エネ機器の普及促進を図り、市域における温室効果ガス排出量を令和2年度に平成2年度比で25%削減を実現し、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「地球規模で考え、身近なことから行動するまち」を目指す。	「エコハウス補助金」の補助要件の見直しを検討した。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」の補助要件を見直し、これに取り組む。	「エコハウス補助金」の補助要件を見直し、これに取り組む。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」の補助要件を見直し、これに取り組む。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」の補助制度の新設を検討した。	「エコハウス補助金」の補助要件を見直し、これに取り組む。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」の補助要件を見直し、これに取り組む。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」の補助制度の新設を検討した。	「エコハウス補助金」、「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」、「集合住宅省エネルギー改修補助金」の補助件数	エコハウス補助金:202 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金:3	エコハウス補助金:209 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金:3	エコハウス補助金:210 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金:3 集合住宅省エネルギー改修補助金:2
21	エネルギーセンターにおける高効率ごみ発電の導入	1-(4) 新たな財源の創出	平成31年4月からは、第三工場で4,300kWの高効率ごみ発電を導入する。また第二工場はこれまでどおりごみ発電を継続することにより、売電の増加と買電の減少を達成する。	ごみ発電に係る蒸気タービン発電機の設置 ・試運転において性能確認試験を実施	平成31年4月1日から第三工場(一炉)で4,300kWの高効率ごみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのごみ発電を実施	第三工場(一炉)で4,300kWの高効率ごみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのごみ発電を引き続き実施	売電額 買電額	売電額:101,781,787円 買電額:40,139,617円 (第三工場試運転期間中の発電による売買を含む。)	売電額:196,901,914円 買電額:19,531,515円	売電額:104,326,200円 買電額:32,330,502円
22	高齢者施設の在り方の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・デイサービスセンター、養護老人ホーム、老人福祉センターの各施設についてその在り方を検討し、役割や必要性等を整理した上で、今後の方向性を出す。	・他市事例の調査、課題整理 ・方針案作成に向け検討	・他市事例の調査、課題整理 ・方針案作成に向け検討	・他市事例の調査、課題整理、利用実態の調査 ・方針案作成に向けた検討と方向性の決定	関係施設数	9施設	9施設	9施設
23	高齢者等市営バス無料補助事業の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	交通部が定期券を含めてすべての乗車券をICカード化することに伴い、高齢者等市営バス無料乗車証をICカード化し、乗車実態を把握した上で、公費負担と受益者負担の在り方も含め制度全体の見直しを行い、持続可能な制度として再構築する。 (申請方式の導入、一部有料化等)	・ICカード申請、交付、利用開始 ・乗車実態把握 ・方針案庁内検討	・乗車実態把握 ・方針案庁内検討 ・制度改正案の議会提案	・制度改正に向けて、新制度の内容を広く市民へ周知する等、準備行為を行う。	無料補助事業の補助金額 無料乗車証の発行数	補助金額については29年度と同額。 乗車券発行数 長寿介護課:59,716枚	補助金額については30年度と同額。 無料乗車券発行数 長寿介護課:63,578枚	補助金額については元年度と同額。
24	がん対策事業の更なる充実	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	胃がん検診への胃内視鏡検査導入を自己負担額無料により行うことで、次世代を見据えた胃がん等の疾病対策を更に推進し、医療環境を向上させることで、健康寿命を延伸 ・本事業を始めとする各種保健施策を効果的にPRし、定住人口増加に寄与する。	個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、H30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、胃がん検診への胃内視鏡検査の導入により成人ピロリ菌検査の対象年齢を見直し、中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	・再構築した健康管理システムを利用し、コール・リコールなど効果的ながん検診受診勧奨・精密検査の受診勧奨を実施する。セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施するが、陽性率の低下に伴い、今後の在り方について検討	がん検診受診率 がん精密検査受診率	<30年度検診受診率> >肺がん検診男8.1%、女15.0%、胃がん検診男5.5%、女7.7%、大腸がん検診男5.5%、女11.5%、子宮頸がん検診22.8%、乳がん検診16.5% <精密検査受診率> ※29年度実績値 肺がん 89.8% 胃がん 88.2% 大腸がん 81.0% 子宮頸がん 90.8% 乳がん 96.5%	<元年度検診受診率> >肺がん検診男7.7%、女14.3%、胃がん検診男5.5%、女8.2%、大腸がん検診男5.3%、女11.4%、子宮頸がん検診23.5%、乳がん検診16.8% <精密検査受診率> ※30年度実績値 肺がん 92.1% 胃がん 95.1% 大腸がん 81.3% 子宮頸がん 89.5% 乳がん 95.9%	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため検診が中止等になった影響で、検診受診率は低下する見込み
25	健診体制の在り方検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	各種検(健)診会場として利用される保健センターにおいて、受診者の利便性・安全性を確保した快適な受診環境を提供し、市民の健康増進に寄与する。	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	-	-	-	-

着手事項	取組項目	目指す姿	30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度の取組(予定)	取組指標				
						指標	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(見込)	
26	学童保育事業の民間活用	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	学校内施設である公立学童保育室を維持しながら、多様な民間学童保育室を確保することで、待機児童の発生抑制、過密状態の緩和を図り、増加、多様化する市民ニーズに対応できる状態とする。	・民間事業者の活用と、今後の学童保育事業の在り方の検討 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用と、今後の量の見込みと確保の方策の検討(次期子ども・子育て支援事業計画への反映) ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成 ・民間学童保育室運営事業費の助成	民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成	民間学童保育室の開室数 5室 市立学童保育室の開室数 64室(臨時開室含む)	5室 5室 63室(臨時開室含む)	6室 65室(臨時開室含む)	
27	送迎保育ステーション事業	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	臨時保育室を高機認定こども園分室に位置づけ、一時預かり定期利用と一体的に運営することによって、保護者の就労に向けた保育ニーズに円滑に対応するとともに、令和3年4月から送迎ステーション保育を試行実施することにより、3歳の受け皿の確保、市内の保育資源の効果的活用及び臨時保育室の年度途中の受入枠確保に努める。	―	令和3年4月からの送迎ステーション保育の試行実施に向け、高機認定こども園休日・一時預かり保育室、分室及び送迎保育ステーションの運営委託業者の選定等を行う。	利用児童数 ―	―	―	―	
28	「高槻市立認定こども園配置計画」の策定	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等の様々な諸課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	・引き続き周知及び検討を行う。	・引き続き周知を行う。	・引き続き周知を行う。	市立就学前児童施設の数 37施設	36施設	29施設	
29	より良い教育・保育環境の整備に向けた認定こども園配置計画の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等の様々な諸課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	・公立幼稚園の園区削の廃止 ・民間事業者決定 ・病児保育等の多機能保育機能や人材育成機能を備えた高槻子ども未来館の開設準備 ・(仮称)五領認定こども園の建築工事着手 ・(仮称)三箇牧認定こども園の建築工事着手	・民間事業者との合同保育の実施 ・病児保育等の多機能保育機能や人材育成機能を備えた高槻子ども未来館の運営開始 ・五領認定こども園の建築工事の実施 ・三箇牧認定こども園の建築工事の実施	・民間事業者との引継保育の実施 ・五領認定こども園及び三箇牧認定こども園の運営開始	市立就学前児童施設の数 37施設	36施設	29施設	
30	民間保育所等に対する補助金の見直し	2-(5) 補助金の適正化	一定役割を終えたと認められる補助を廃止し、より必要性の高い補助を新たに実施することにより、保育の質を維持しつつ更なる向上を図る。	・病児保育(体調不良児型)補助の新設 ・待機児童解消促進事業費補助の廃止	・地域子育て支援事業費補助の廃止	・引き続き検討を行う。	見直しにより新設・廃止した補助事業の件数(金額)	新設1事業(164,274千円※当初予算額)廃止1事業(55,687千円【市単独補助】)	―	
31	企業主導型保育事業の活用	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	今後も保育需要の増加が見込まれる中で、本事業における地域枠等を活用し、歳出の抑制を図りながら、利用保留児童の解消に努める。	・事業者による利用保留児童の受入開始	・事業者による利用保留児童の受入及び病児保育事業の実施	・事業者による利用保留児童の受入及び病児保育の実施、並びに小規模保育事業所の連携施設としての活用促進	市と協定を締結した事業実施施設数 2か所	2か所	3か所	
32	訪問型子育て支援業務の外部委託化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	生後4か月までの乳児の居る家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」及び養育支援が必要と認められる家庭に専門員を派遣し支援する「子育て相談訪問事業」について民間活力を活用し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりに向けて、地域主体による支援体制を推進するため、訪問型子育て支援事業として一括して外部委託化を実施する。	―	・要保護児童対策事業との連携等、外部委託化に向けた取組を進める。	・選定委員会・公募(プロポーザル) ・最優秀提案者等の決定 ・令和2年10月から外部委託化を実施する。	―	―	外部化実施	
33	療育センターにかかる利用者負担の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	国の利用者負担制度との整合性を図りながら見直しを行っていく。	・国の幼児教育無償化等の動向を踏まえ、引き続き制度見直しの手法を検討する。	・国の幼児教育無償化等の動向を踏まえ、具体的に制度見直しの手法を検討する。	・国の幼児教育無償化等との整合性を図り、制度の見直しを実施した。	利用負担における市の決算額(負担額)	1,020,623円	610,207円	480,000円
34	高槻インターチェンジや幹線道路整備に伴う新市街地の形成	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、土地区画整理事業等の面的整備により、多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	・(成合南地区)土地区画整理組合の設立、仮換地指定、工事着手 ・(前島地区)土地利用検討、地元まちづくり支援	・(成合南地区)土地区画整理組合の工事、物件補償等 ・(前島地区)土地利用検討、地元まちづくり支援	・(成合南地区)土地区画整理組合の工事、まちづくり組織のエリアマネジメント支援等 ・(前島地区)土地利用検討、地元まちづくり支援	都市計画で指定した面積 ―	―	―	
35	新駅整備・新市街地の形成による市税収入の増加	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	コンパクトなまちづくりを形成するうえで重要となる鉄道ネットワークの沿線に位置する上牧～萩の庄間は、道路等の都市基盤の整備が進められているにもかかわらず、担税力の向上に寄与する十分な土地利用がなされていない。将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、新駅の整備と土地区画整理事業等の面的整備により、住宅を始め多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地形成を図る。	・新駅、新たな土地利用の可能性検討 ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・(市場調査、アクセス道路の検討、地元まちづくり支援) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・(地元まちづくり活動支援、地権者組織設立への支援) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	―	―	―	
36	耐震改修事業の推進(除却補助制度の見直し)	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(5) 補助金の適正化	耐震改修事業を推進するため、除却補助制度の見直しを行うことにより、建て替えを促進し、住宅の更なる耐震化率の向上と住宅流通による子育て世帯の定住人口の増加を実現する。	・補助制度を見直した上で実施 ・補助金の増額(除却補助制度) (子育て世帯や建て替え工事を市内業者が行うものを対象) 普及啓発 ・ダイレクトメール ・戸別訪問	・申請書類等の内容の見直しによる手続事務の合理化 ・ダイレクトメール、戸別訪問等による普及啓発	・戸別訪問等による普及啓発	除却補助件数 175件	114件	150件	
37	市営住宅建替事業へのPFI制度導入検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・老朽化が著しくかつ耐震性に課題のある市営富寿栄住宅の建替事業を推進 ・実施に当たっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI事業手法を検討し、地域の活性化にもつながる建て替えを目指す。	・民間活字導入可能性調査の実施	・PFI法に基づく手続の実施 (実施方針及び要求水準書(案)の作成等)	・PFI法に基づく手続の実施 (定量的・定性的評価の実施、特定事業選定の公表及びPFI事業者の選定)	―	―	―	
38	空家対策の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・空家所有者等が自らの責任で適切な管理を行っていただけるような環境づくりに努めるとともに、空家を貴重な資源と捉え、専門的知識や経験を有する団体等と連携を図り、空家の活用や流通を促進していく。 ・管理不全の空家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を惹起し、地域コミュニティの衰退にもつながるため、これらの空家に関しては、所有者等に対して、適切な管理を行うよう指導等を行い空家の解消を図る。	・高槻市空家等対策審議会の設置、運営 ・(仮称)空家等対策計画の策定 ・空家の所有者等への啓発、情報提供(個別通知やセミナーの開催等)	・高槻市空家等対策計画の策定 ・空家対策に係る新規事業の検討、実施 ・特定空家等の指定及び指導 ・空家所有者等への啓発、情報提供(個別通知やセミナーの開催等)	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の指定、所有者に対する指導及び勧告 ・空家相談員制度の実施 ・NPOによる空家見守り業務の実施体制の構築 ・空家所有者等への啓発(個別通知やセミナーの開催)など	市民等から通報のあった管理不全の空家に対し、所有者等へ指導したことによる改善件数 112件	101件	40件	
39	市管理小型街路灯の全灯LED化の促進	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(4) 人件費の抑制	既存の小型街路灯のLED化を推進し、電気料金や修繕費等の維持管理費を削減	・小型街路灯の計画的LED化に着手	・小型街路灯の計画的LED化を継続して推進	・小型街路灯の計画的LED化を継続して推進	LED街路灯導入の割合 13,145灯	17,643灯	21,400灯	
40	市営駐車場の統廃合の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	駐車場については、近年は民間でも同種のサービスが提供されていることから、民間による経営が可能な場合には市営駐車場としては廃止し、民間へ貸付けや売却を行う。	・弁天駐車場を含めた市営駐車場の今後の在り方検討 ・事例収集や事業者へのサウンディング等の実施	・弁天駐車場を含めた市営駐車場の今後の在り方検討 ・次期指定管理期間に係る選定方針の策定	・高槻島本夜間休日応急診療所の移転等に伴う弁天駐車場の廃止及び解体に向けた準備 ・令和3年度からの指定管理者の選定	市営駐車場の数 4箇所	4箇所	4箇所	

着手事項	取組項目	目指す姿	30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度の取組(予定)	取組指標				
						指標	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(見込)	
41	府道整備事業における府市連携による整備促進	1-(4) 新たな財源の創出	大阪府による十三高槻線や枚方高槻線、富田奈佐原線、萩谷西五百住線などの整備については、引き続き連携・協力しながら整備促進に取り組み、十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、枚野高槻線(淀川渡河部)、高槻東道路(延伸部)の3路線については、事業用地取得事務に携わる人材を活用して用地取得事務を受託し事務費収入による財源を確保しつつ、本市道路ネットワーク整備の促進を図る。	・事業内容等に関する協議	・「大阪府道業務受託事業」として、十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、枚野高槻線(淀川渡河部)、高槻東道路(延伸部)の3路線のうち、高槻東道路(延伸部)における用地取得業務を大阪府から受託し、事業推進	・「大阪府道業務受託事業」として、十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、枚野高槻線(淀川渡河部)、高槻東道路(延伸部)の3路線のうち、高槻東道路(延伸部)における用地取得業務を大阪府から受託し、継続して事業推進	-	-	-	-
42	全ての公園に公募による指定管理者制度の導入検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・民間のノウハウを取り入れることで、指定管理料縮減につながる効率的・専門的な施設管理を行うとともに、多様な自主事業の実施などソフト面の充実による利用者満足度の高い公園運営を行う。 ・各公園の特性に合わせ、効率的かつ経費を抑えた維持管理を行う。	先進事例等の調査研究	外郭団体の在り方検討を含む各種検討	・萩谷総合公園・古曽部防災公園の指定管理者選定の公募化に向けた取組の実施 ・市内一円の公園管理業務の民間委託に向けた検討	-	-	-	-
43	水洗化率の向上による下水道事業の経営効率化	3-(1) 水道事業の経営について	水洗化率を向上させることで、安心・安全で快適なまちづくりの実現に寄与するとともに、適正な収入の確保を目指すことで、公営企業として自立し、効率的で効果的な下水道等事業の経営を行う。	・個別に未接続理由の調査 ・戸別訪問を実施し、早期の接続について啓発 ・公共水域の水質保全等、下水道の役割を理解してもらうために更なるPR活動の実施	・戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をする。	前年度に引続き、戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をする。	水洗化件数	96件	185件	150件
44	下水道に係る排水設備等工事完了検査の民間委託の導入と手数料徴収の検討	2-(4) 人件費の抑制	・本市が直営で完了検査を行っている理由としては、「下水道法第13条で「職員をして検査させることができる」とされているためであるが、他市等では、すでに業務委託制度を導入している事例もあることから、法的根拠を整理した上で、民間委託を導入する。 ・申請手数料の徴収可能性について検討する。	・法的根拠の整理 ・手数料徴収の可否について検討 ・民間委託の手法検討	民間委託は委託料が高額となるため、下水道部局OBをアルバイトとして雇用し、完了検査を実施する。手数料徴収については引き続き検討する。	手数料徴収について、引き続き検討する。	-	-	-	-
45	農林業の補助事業の適正化の検討	2-(5) 補助金の適正化	・雨水貯留・水源涵養・景観形成など、農業の有する多面的機能を適切に発揮させるための一方策として、今日的な農業課題の解消を促すための基盤整備を補助する。(施策目標を明確に意識した補助制度への転換)	新たな補助率・補助内容による制度の実施及び周知を行い、地域ニーズに即した効果的な事業実施を図る。	補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図る。	引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図る。	同補助事業の実施に伴う予算額	①需給調整促進特別対策土地改良事業 960万円 ②小規模基盤補助事業 500万円 ③有害鳥獣被害防止対策施設設置事業100万円+防止柵補修資材10万円	①需給調整促進特別対策土地改良事業 960万円 ②小規模基盤補助事業 500万円 ③有害鳥獣被害防止対策施設設置事業100万円+防止柵補修資材10万円	①需給調整促進特別対策土地改良事業・一般土地改良事業等 2,160万円 ②小規模基盤補助事業 500万円 ③有害鳥獣被害防止対策施設設置事業150万円+防止柵補修資材10万円
46	市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新支援	1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながることから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	ビジネスコーディネーターの配置数を見直すなど事業実施体制の効率化を図る。	ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保する。	ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保する。	設備更新支援の実施件数	2件	3件	2件
47	中小企業の生産性向上支援事業	1-(4) 新たな財源の創出	中小企業の労働生産性向上を実現するという法の目的は、本市中小企業施策と合致するものであることから、本市では特例率をゼロとし、中小企業の生産性向上投資を強力に後押しし、労働生産性を向上させる。	導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行う。	中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行う。	中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行う。	「先端設備等導入計画」の認定を行った企業数	26社	14社	10社
48	会議施設等を備えたホテル誘致	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・元芥川出張所用地及び隣接する旧高槻駅北自転車駐車場跡地に会議施設等を備えたホテルを誘致することで、市民及び本市を訪れる者の利便を図るとともに、中心市街地の賑わいや回遊性を向上させ、まちのにぎわいの創出及び都市機能を充実し、本市の経済を活性化させる。 ・自転車駐車場スペースについては、民間事業者への受入れを図ることで、駐輪スペースの確保と今後の行政負担を軽減する。	・ホテル事業者と事業用定期借地権設定契約の締結 ・ホテル事業者による「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を支援	・ホテル事業者がホテル建設工事を推進	・令和2年8月開業に向け、ホテル事業者がホテル建設工事を推進	-	-	-	-
49	クロスバール高槻の有効活用に向けた管理手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	クロスバール高槻はJR高槻駅南口に直結した利便性の高い拠点施設であるが、その立地条件や空間を十分いかしきれていない。よって、当該エリアの再開発との調整を図りつつ、民間活用、あるいは売却も視野に入れ、施設の有効活用を図る。	クロスバール高槻に所在する各機関への意向確認調査を行い、有効活用に向けた課題を整理した。	新文化施設の整備と並行して、令和3年4月に予定されている指定管理者制度の導入に向けた検討を進める。	新文化施設の整備と並行して、令和3年4月に予定されている指定管理者制度の導入に向けた検討を進める。	-	-	-	-
50	拠点文化施設の管理運営の適正化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	市民会館・生涯学習センター・クロスバール高槻の3つの文化施設における施設管理と事業実施について、外部化を図ることでより一層の管理運営体制の効率化を実現する。	管理運営計画に基づき、3施設の運営形態の方向付けを行う。 また、生涯学習センターのソフト事業について、民間カルチャーセンター等との役割の整理を行い、指定管理者制度の導入に向けて検討する。	管理運営計画に基づき、3施設の運営形態を決定する。また、指定管理者制度の導入に向けて条例改正及び仕様書作成等の検討を行う。	高槻城跡公園 芸術文化劇場・生涯学習センター・クロスバール高槻の3つの文化施設への指定管理者制度導入に向け、条例改正及び指定管理者の選定を行う。	-	-	-	-
51	新文化施設整備に向けた取組	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等) 1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 3-(3) 外郭団体の経営について	・歳入確保の観点から、国補助金の獲得を中心に、寄附・寄贈の獲得・施設使用料の改定のほか、新たな財源としてネーミングライツの導入等を検討することで、地域のにぎわい創出に貢献するとともに、財源確保に取り組む。 ・外郭団体の経営の観点から、文化振興事業団の在り方を含めた整理を行うとともに、指定管理者制度においては利用料金制を導入するなど経営効率を向上させることで、市の財政負担の軽減と適正な受益者負担の徹底に努める。	管理運営計画に基づき、PR事業や広報などソフト面の検討を行う。 また、ふるさと寄附金などの財源確保に向けた取組を検討する。	管理運営計画に基づき、名称募集等の取組に着手する。 また、寄附の受付を開始する。企業向けには内閣府の企業版ふるさと納税制度を活用する。	「高槻城跡公園 芸術文化劇場」のロゴを公募するとともに、企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行うほか、ネーミングライツの募集を行う。	-	-	-	-

No.	着手事項	取組項目	目指す姿	30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度の取組(予定)	取組指標			
							指標	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(見込)
52	民間事業者による収益施設の設置	1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	民間事業者が運営する収益施設を安満遺跡公園内に設けることで、使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力を上させる。	・民間施設導入エリアと歴史拠点施設内レストランの店舗事業者を市が公募 ・指定管理者の公募の際に、民間施設導入エリアでの店舗設置を提案できるよう提示	・安満遺跡公園の一次開園エリアにおいて、(株)ポーネルドによる「安満遺跡公園ポーネルドプレイヴィル」、(株)バルニパービによる「サンデーズバイク569」の店舗営業を行う。 ・民間施設導入エリアと歴史拠点施設内レストランについて、店舗事業者と施設の整備に向けた協議調整を行う。	・安満遺跡公園の一次開園エリアにおいて、(株)ポーネルドによる「安満遺跡公園ポーネルドプレイヴィル」、(株)バルニパービによる「サンデーズバイク569」の店舗営業を行う。 ・また、令和3年3月の全面開園に向けて、民間施設導入エリアと歴史拠点施設内レストランについて、店舗事業者と施設の整備に向けた協議調整を行う。	決定した出店者数(累積)	5店舗	6店舗	6店舗
53	公園施設へのネーミングライツや企業広告等の導入	1-(4) 新たな財源の創出	・安満遺跡公園を始めとして、ネーミングライツや案内板等への企業広告、デジタルサイネージなどを導入し、公園運営のための財源を確保 ・市民や企業からベンチや植樹の寄附を募り、同公園に対して愛着を持ってもらう	・指定管理者の公募の際に、企業広告、デジタルサイネージの導入を提案できるよう提示 ・ベンチ寄附を募集 ・植樹の寄附を募集 ・城跡公園再整備事業における寄附金の検討	・安満遺跡公園において、ベンチ及び植樹の寄附を募集する。 ・城跡公園再整備事業における寄附金を検討する。 ・公募により自動販売機を設置	・安満遺跡公園において、ベンチの寄附を募集する。 ・城跡公園再整備事業における寄附金を検討する。	決定したネーミングライツ事業者数	—	—	—
							ベンチ寄附の金額(累積)	35万円	350万円	650万円
							植樹寄附の金額(累積)	488万円	614万円	—
							公園からの広告収入額	—	—	—
54	安満遺跡公園を活用したにぎわいの創出	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	ポテンシャルの高い立地特性をいかし、市民・企業等による多彩なイベントや活動等が行われることで、市内はもとより市外からも多くの来園者が訪れ、にぎわいが創出され交流人口が増加	指定管理者の公募に当たって、魅力的なイベント等を実施することを条件として提示	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	安満遺跡公園におけるイベントの実施回数	1回	136回	未定
55	学校校務員体制の見直し	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	学校校務員の役割を整理し業者発注との関係を明確化することで、人員配置の見直しと外部委託を適切に推進し、学校の修繕に係るトータルコストを削減	学校等へ新体制についての協議や説明、職員等に対する周知	小学校における校務員配置1名化を目指し、業務内容の精査や委託業務の洗い出しを目的とした試行を、4小学校(2中学校区)で行った。	令和元年度に試行を実施した4小学校(2中学校区)に加えて、新たに8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行う。	学校校務員の職員数(非常勤・臨時職員含む)	118名	114名	106名
56	施設一体型小中一貫教育学校の整備に向けた取組について	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	小中一貫教育学校検討委員会の答申を受け、従来実施していた連携型小中一貫教育の成果を更に高め、学校教育のより一層の充実・発展を図るとともに、将来的な公共施設の在り方も考慮して複合・多機能化した施設とすることで、魅力あるまちづくりの推進につなげる。	先進事例研究	必要となる設備・学校規模等(教室数・グラウンド等)の算出・庁内検討	富田地区まちづくり基本構想の検討と連携し、施設一体型小中一貫教育学校の整備に向けた基本構想の策定に向けて検討を進める。	—	—	—	
57	学校給食の効率的な運営手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	安心・安全で温かくおいしい給食を今後も提供するため、将来の児童・生徒数の減少や学校の統廃合、学校敷地内の幼稚園の状況など、アセットマネジメントの視点も踏まえ、親子調理方式を拡大することで、将来にわたって持続可能で効率的・効果的に学校給食を運営	・建築物基礎調査結果や今後の児童・生徒数の推移などをもとに学校給食の運営手法を検討	・建築物基礎調査結果や今後の児童・生徒数の推移などをもとに学校給食の運営手法を検討 ・新たに小学校1校で親子調理方式を実施	・建築物基礎調査結果や今後の児童・生徒数の推移などをもとに学校給食の運営手法を検討	—	—	—	
58	まちごと図書館事業の推進	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	身近な公共施設である公民館等において、予約した本の貸出し・返却等を行う、まちごと図書館事業を円滑に実施し、市民が気軽に読書が楽しめる環境を整えらるとともに、公民館の活性化を図る。	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の実受・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の実受・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の実受・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	「まちごと図書館」事業の取組施設数	12公民館及び軽田支所	12公民館及び軽田支所	12公民館及び軽田支所
59	市バス広告収入等の附帯収入の増加	1-(4) 新たな財源の創出 3-(2) 自動車運送事業の経営について	・広告料収入等の市バスの附帯収入を増加させることで、市営バスの経営を強化し、自立経営を徹底 ・市民や乗客にとって便利で快適なバス停留所施設を整備し、バス待ち環境を改善	・各種規制の所管部署との協議を進め、当該規制をクリアした上で、広告付きバス停留所や広告付きベンチ、新規広告媒体を設置する。 ・広告代理店を決定する。 ・バス停留所ネーミングライツの営業活動を行い、新たに1件の契約を獲得した。	・市営バス開業65周年を迎える事から、記念グッズを作成し販売した。 ・新規広告媒体の設置に向け、広告代理店や各規制の所管部署と協議を行った。	・新規広告媒体の設置に向け、広告代理店や各規制の所管部署と協議を行う。 ・資金運用による利息収入の増加に向けて、常に金利動向を注視し、より効率的な運用を行う。	附帯収入としての計上額	48,551千円(税抜き)	55,173千円(税抜き)	55,654千円(税抜き)
60	水道業務の一部外部化に向けた検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 3-(1) 水道事業の経営について	・水道事業にとってコアな業務を残し、それ以外の業務を委託等により外部化し、安定給水に必要な業務を最小人員で行う組織を作る。 ・水道事業全般について費用対効果も含めた見直しを行い、最適化を検討した上で、引き続き実施していくべき事業については、民間企業のノウハウを最大限活用し、経営を効率化	・ウォータープラザ見学案内業務委託の実施 ・小規模受水槽点検に係る業務委託の実施 ・水道メータ廻り修繕等業務委託の実施 ・新たな外部化の調査・検討	・新たな外部化の調査・検討	・新たな外部化の調査・検討	外部化を行った業務数	3業務	0業務	0業務
61	企業団奈佐原浄水池の共同利用	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進) 3-(1) 水道事業の経営について	将来の府域一水道を見据えた状況の中、安全で安定した給水を確保するため、大阪広域水道企業団、茨木市、高槻市が連携し効率的で最適に施設を運営	・大阪広域水道企業団の中期整備計画(平成32~36年度)についての調査研究を行い、今後の方向性協議のための準備	・大阪広域水道企業団の中期経営計画(平成32~36年度)の策定の状況を勘案した上で、企業団奈佐原浄水池の今後の方向性を検討する。	・「大阪広域水道企業団経営戦略2020-2029」において企業団奈佐原浄水池は計画期間の後半に更新・耐震化が計画されている状況を勘案した上で、今後の方向性を検討する。	—	—	—	
62	防火・防災管理者等の講習会実施の見直し検討	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	防火・防災管理者等の講習会実施にかかる財源確保や新たな事業展開を含めたコストの最適化を図る。	受講手数料等の徴収による財源確保や講習会の外部委託等PPP手法の導入による人件費等の削減を検討する。	本市職員が実施した場合と、外部委託した場合の人件費等について、手数料徴収を含めたコスト比較を行い、メリットやデメリットについて検討する。	前年度の検討を踏まえ、外部委託に向け運営手法を検討する。	—	—	—	